時事新報

明治廿七年八月二日　木曜日（丙子）
（西曆一千八百九十四年）
年始より二百十四日　年末まで五十一日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商况物價の報告あり

當八月の石版附錄

本社の豫約せる十二箇月石版附錄中當八月に發行する第五回の分は來る三日を以て發兌すべし今回は

印藤眞楯氏の　夕涼

時事新報

支那人民

世界文明の風潮は甚だ急激にして支那四百餘州の天地も早晩その侵入を免る可らず其時こそは今の滿清政府が滅亡を告ぐるの期にして其時期は支那人自身にて促すか又は他國人に促さるゝか豫め知る可らずと雖も彼の支那人は幾千百年來周公孔子の陳腐主義を遺傳し陰陽五行の妄說に惑溺して絕えて改進々步の思想なく多年文明日新の空氣に觸れざるに非ずと雖も自から新にすること能はざるものなれば如何なる風潮に際會するも到底自身にて起つの精神はある可らず彼の天地に充滿する腐敗の雲霧を一掃して文明の日光を仰がしむるは何れ他國人の力を要するならんとは我輩の前號に述べたる處にして其時機の到來も甚だ遠からざる可し扨いよ〳〵其曉に至りて彼の四億の人民は如何す可きやと云ふに今の支那帝國こそ根底より顚覆して全く跡を留めざるに至ることならんなれども人民は國と共に滅す可きに非ず其帝國の存亡如何に拘はらず永く世界に生存することなる可し彼等は政治上には無氣無力にして愛國心に乏しく銘々の利害を犧牲に供しても國の名譽を維持して獨立の體面を全ふせんとするが如き觀念は殆んど絕無とも云ふ可きなれども商賣に頴敏にして金錢を重んずるの氣風は彼等の特性にして此點に就ては一概に輕蔑す可らざるものあるが如し抑も人生の目的は心身の快樂を得るに在り而して其快樂を得ると得ざるとは金錢の有無に存することなれば或は之を略言して金錢即ち快樂なりと云ふも可なり彼の支那人は錢を貴ぶこと非常にして或は商賣に危險を冒して身命を惜まず或は外國に出稼して種々の艱苦を意とせざるが如き何れも錢を得るが爲めに外ならずして其商賣出稼の間には殆んど人間に堪へざる程の苦痛を忍んで甚だ憐む可き生活を爲せども多年の辛防その效空しからず錢を積んで家に歸るときは衣食住を美にして肉體の快樂を極め安樂に生活するの常にして一般の氣風かくの如くなるが故に彼國には富豪素封の家、割合に多くして若しも一個人の富を云ふときは文明諸國に比して毫も遜色なしと云へり此一點より見れば彼等も亦決して輕蔑す可きの人民に非ざるが如くなれども又一方より考ふるときは大に然らざるものあり既に金錢に富み衣食住を美にして安樂に生活すれば人生の快樂に欠くる所なきに似たれども今の世界は文明開化と稱しながら其實は未だ眞個一家四海兄弟の時代に非ず若しも自國の國土を失ふときは其人民は恰も世界の無宿者同樣にして甚だ肩身の狹き感なきを得ず或る一國の人民が他國の人民と相對して相讓らざるは其本國に兵隊もあり軍艦もありて自から頼む所あるが爲めのみ然るに其國既に滅亡して兵隊軍艦は云ふまでもなく立國政府の名義さへ消滅して全く其身其儘なるときは如何なる輕蔑を受くるも之に報ゆるの道なく誠に心淋しき次第なり例へば彼の猶太人の如き世界到る處に散在して人口も少なからず殊に其人種に限り一種の特性を有して商賣に巧に貨殖に長じ猶太人と云へば吝嗇家の異名なるが如くにして實際に金滿家も少なからざれども何故か一般に輕蔑せられて殆んど人間に齒せられざるは其性質自から人をして嫌はしむるの點もあることならんと雖も重なる原因は彼等が世界の無宿者にして自ら頼む所のものなきが爲めに外ならず若しも彼等にして假令ひ小國なりとも猶太國と名くる國を立てゝ其政府の下に居らんには決して今日の如き待遇は受けざることならん支那人も之と同樣にして其帝國にして一旦滅亡に至れば亡國の民として世界の輕蔑は免る可らず既に他に輕蔑せられて共に齒せられざるときは一身の生活は安樂にして肉體の快樂には不足なしとするも精神上には甚だ不愉快にして之を稱して快樂の圓滿なるものとは云ふ可らず人生の目的は果して心身の快樂を得るに外ならずして文明開化に進むに隨ていよ〳〵其快樂の多きものとすれば亡國の民の如く他の輕蔑を蒙りて常に精神上の愉快を欠くものは今の世界に於ては到底文明人と並び立つを得ずして憐む可き境界に沈淪せざるを得ず支那人にして今日までの如く家あるを知て國あるを知らず只一身の快樂を目的として一國自立の觀念なきに於ては遂に第二の猶太人たるを免れずして世界の無宿者として永く一般に輕蔑せらるゝの外なかる可し我輩は滿淸の政府と共に其人民を見限るものに非ず今より注意して亡國の民たるに至らざらんこと敢て勸告する所なり

官報

○勅令

朕戰時及事變ノ際ニ於ケル馬匹ノ減亡並馬裝ノ損耗補給ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年七月三十一日　陸軍大臣　伯爵大山巖

○勅令第百三十二號

戰時若クハ事變ニ際シテハ陸軍乘馬飼養條例ニ定ムル上長官以上ノ自馬及同條例第十三條委員ノ取扱フ馬匹ノ減亡並馬裝ノ損耗ハ特ニ之ヲ補給ス

勅令第百三十二號參照

勅令第十四號陸軍乘馬飼養條例（明治二十一年三月二十二日官報）抄錄

第十三條　各所管ニ於テハ左ノ人員ヲ以テ委員ヲ編制シ本條例ニ係ル一切ノ事務ヲ取扱ハシムヘシ
但人員不足スルトキハ二所管以上合併シテ編制スルコトヲ得

委員長	上長官	一名
委員	乘馬本務タル士官	二名
	軍吏部士官	一名
	獸醫部士官	一名

朕陸軍戰時給與規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年七月三十一日　陸軍大臣　伯爵大山巖

○勅令第百三十三號

陸軍戰時給與規則

第一條　戰時若クハ事變ニ際シ各部、各隊及軍人軍屬ノ給與ハ本規則ニ依ル但本規則ニ明文ナキモノハ平時給與ノ規程ヲ適用ス

第二條　平時經理ヲ委任セラレタル軍隊ニシテ本規則ニ依リ給與ヲ受クルトキハ其ノ期間委任經理ニ屬スル給與ヲ停止ス

第三條　本規則ニ於テ俸給ト稱スルハ陸軍給與令第一表ノ俸給ニ職務俸若クハ特別俸、上級ノ職務心得勤加給俸ヲ加算シタルモノ、給料ト稱スルハ同令第三表ノ給料ニ增俸及加俸ヲ加算シタルモノヲ云フ

第四條　士官以上ノ職務俸ハ陸軍給與令第二表甲額トス但特別ノ俸給ヲ受クル者ハ各其ノ定ムル所ニ依ル

第五條　士官ノ階級ニアラスシテ士官ノ勤務ニ服スル者ノ給料ハ特務曹長ノ二等給ニ該ル金額トス

第六條　戰地若クハ臨戰合圍地境ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日マテ准士官以上ハ俸給五分ノ二、特務曹長、下士以下及前條ニ掲クル士官ノ勤務ニ服スル者ニハ給料四分ノ二ヲ增給ス
守備隊又ハ臨戰合圍地境ニ在ル者ハ戒嚴布告又ハ宣告ノ日若クハ開戰ノ當日ヨリ戒嚴解止ノ日又ハ平定ノ日マテ前項ニ依ル
出戰若クハ戰備ノ姿勢ヲ先成シタルモノハ其先成ノ日ヨリ戰地若クハ臨戰合圍地境ニ出發ノ前日又ハ戒嚴布告若クハ宣告ノ前日マテ前項ノ區分ニ依リ俸給ハ五分ノ一、給料ハ四分ノ一ヲ增給ス

第七條　戰地若クハ臨戰合圍地境ニ出發スル准士官以上營外居住ノ下士以下及文官ニハ平當トシテ一回限リ其ノ俸給若クハ給料ノ一箇月分ヲ給ス但罷ニ往復ニ止ル者ハ一回限リ其ノ半額ヲ給ス
准士官以上營外居住ノ下士以下及文官ニシテ前條第二項ニ依リ增給ヲ受クル者モ亦前項ニ同シ
豫備後備ノ軍籍ニアル將校並ニ相當官ニシテ召集ニ應シ就職スル者ニハ一回限リ平當トシテ其ノ俸給ノ半箇月分ヲ給ス但第一項ノ平當金ヲ受クル場合ニ在テハ之ヲ本項ノ金額ニ差額支給ス

第八條　軍人軍屬ノ糧食及馬匹ノ飼料ハ第六條第一項及第二項ノ增給ヲ受クルノ期間現品ヲ給ス其ノ定量及臨時飲食物加給ノ要否ハ陸軍大臣之ヲ定ム
軍人軍屬外ノ者ニシテ糧食給與ノ必要アルトキハ前項ニ依リ適宜現品ヲ給與スルコトヲ得
平時定額馬匹ノ支給ハ出發ノ翌月ヨリ歸著ノ前月マテ、守備隊又ハ臨戰合圍地境ニ在ル者ニハ戒嚴布告又ハ宣告ノ翌月若クハ開戰ノ翌月ヨリ戒嚴解止ノ前日又ハ平定ノ前日マテ之ヲ停止ス
裝蹄其ノ他器具ノ保繕等ハ總テ官費トス其ノ期間ハ第一項ニ同シ

第十五條　戰地若クハ臨戰合圍地境ニアラサルモ戰時若クハ事變ニ際シ特別ノ任務ヲ受ケ外國ニ出張スル者ノ給與モ亦本規則ニ依ルコトヲ得

第十六條　戰時若クハ事變ノ爲メ緊劇ノ事務ニ從事スル官衙ニアル者ハ其ノ期間准士官以上及文官ハ俸給五分ノ一下士以下ハ給料四分ノ一ヲ增給ス其ノ官衙ハ陸軍大臣之ヲ定ム

附則

第十七條　豫備後備ノ籍ニアル將校並ニ相當官ニシテ本年六月一日以降召集ニ應シ就職シタル者ニモ本規則第七條第三項ヲ適用ス

第十八條　本規則ニ依レル給與ノ時期、停止、減額及本規則ノ施行細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第十九條　明治二十七年勅令第六十三號陸軍臨時給與規則ハ本規則施行ノ日ヨリ廢止ス

第九條　特務曹長、下士以下及第五條ニ掲クル者ノ被服ハ營內居住ト營外居住トニ拘ラス第六條第一項及第二項ノ增給ヲ受クルノ期間實際ノ所要ニ應シ現品ヲ給ス但平時定額ヲ以テ交付スヘキ金額ハ出發ノ翌月ヨリ歸著ノ前月マテ、守備隊又ハ臨戰合圍地境ニ在ル者ニハ戒嚴布告又ハ宣告ノ翌月若クハ開戰ノ翌月ヨリ戒嚴解止ノ前月又ハ平定ノ前月マテ之ヲ停止ス

第十條　軍人軍屬ノ旅費ハ總テ實費辨トス但單獨旅行ノ者內地ニ在テハ陸軍給與令第三十二表ノ定額ヲ給スルコトヲ得

第十一條　准士官以上及特務曹長ニシテ休職、停職中ノ者充員下令ノ爲メ就職スルトキハ陸軍給與令第三十二表ノ旅費ヲ給ス但平時ニ復シ休職トナラサル者（特務曹長ハ除ク）ニハ同令第三十三表ノ移轉料ヲ給ス

第十二條　軍人軍屬死亡スルトキハ戰時陸軍埋葬規則ニ基キ官費ヲ以テ之ヲ埋葬ス但軍人軍屬外ニシテ戰役ニ從事スル者ニ於テ埋葬ヲ要スルトキモ亦同シ

第十三條　傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル軍人軍屬ノ藥餌ハ總テ官給トス軍人軍屬外ト雖モ戰役ニ從事スル者ハ時宜ニ依リ官給スルコトヲ得

第十四條　各部、各隊軍人軍屬ニ要スル紙筆墨文具其ノ他消耗品等ハ總テ現品ヲ給ス

○遞信省告示第百四十八號

淸國電信線路ニ於テ私用電報ニハ普通ノ英語利語若クハ電報新編ニ依ル數字等ヲ用ヒ其意味明瞭ナルモノニ限リ受付傳送ス但海底電信線ヲ經テ直チニ上海及厦門ヘ發送スルモノハ此限リニ非サル旨通報ニ接セリ

明治二十七年八月一日　遞信大臣　伯爵黑田淸隆

○遞信省告示第百四十九號

淸國及朝鮮國陸線ヲ經由スル電報ハ當分ノ內其傳送上誤謬遲延又ハ不達ノ責ニ任セス但淸國上海及厦門並朝鮮國釜山ニ直達スルモノハ此限リニ在ラス

明治二十七年八月一日　遞信大臣　伯爵黑田淸隆

雜報

○交戰國人民の身體及び財產

を處置するの方法に付き西洋諸國の慣例を按ずるに開戰の際に臨んで敵國人民の我國內に在る者をして自由に國外に立去らしむるの習慣は隨分古より行はれたるものゝ如し但し最初の間は此自由を得る者は商估のみに限れり例へば第十四世紀に英國王エドウァード三世の制定したる法律に他國と開戰したるときは英國に
在る敵國の商民
外に立去らしむ
期を許す云々の
はれたるもの多
を六箇月より一
豫じめ之を規定
爾來益す寬大に
除くの外、各自
猶豫を與へて自
而して近世の習
平穩なる限りは
八年合衆國議院
國人の合衆國內
をして適宜に之
爲めに其財產の
へり但し公安を
事は時として條
九十五年英國と
ことあるも彼此
間は相互に敵國
るものとす
交戰國人民の居
外國人の事有す
らざるが如く思
然らざるに似た
に住居すること
く間は英國王の
ることを得ざる
場合を除くの外
きは敵國人民を
にも附屬する國
妻も差支ある可
國政府は法令を
其屬地內に在る
間は引續て其
くば其屬地內に
す、佛國若しく
日より三十日以
宣戰の日より
に向て出帆した
行し搭載の貨物
旨を布告したり
地內に在る敵國
三日以內に國
り

○支那軍隊

八十五年に先立
けたるを以て最
に於て之を見る
衆に止まりて
後諸省へ分配さ
第三の手を通し
式の本形は崩れ
異樣の不具なる
に劣るとも勝ら
る所の銃器は千
て若しも兵士が